

第14回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和7年6月30日 13:30～14:30
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員	1 番 廣瀬女公美 委員 2 番 清水 幸治 委員 4 番 熊坂 隆雄 委員 5 番 志賀 忠浩 委員 6 番 大畑 礼子 委員 7 番 樋口 英樹 委員 8 番 中川 浩幸 委員 9 番 佐藤 泰正 委員 10 番 稲場 洋二 委員 12 番 佐藤 裕司 委員 14 番 二谷 幸裕 委員 15 番 浅野 徳昭 委員 16 番 伊藤 まり 委員 17 番 野村 照明 委員 18 番 福西 範 委員 19 番 成田 俊英 委員 20 番 松下 裕幸 委員 (以上 17名)
4. 欠 席 者	3 番 菅原 雄一 委員 11 番 金子 靖 委員 13 番 瀬戸 賢成 委員 21 番 吉澤しのぶ 委員
5. 参 与 者	農業委員会事務局 事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 次長 中嶋 智子 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗 (以上 6名) 会議録署名委員の指名 8 番 中川 浩幸 委員 9 番 佐藤 泰正 委員
6. 議事日程	会期決定について 令和 7年 6月30日 (1日) 報告 第26号 現況証明願について (市街化区域) 報告 第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案 第61号 現況証明願について 議案 第62号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案 第63号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定と要請について 議案 第64号 河川法第24条許可申請に係る進達について 議案 第65号 河川法第34条許可申請に係る進達について 議案 第66号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について 議案 第67号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第14回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に8番、中川浩幸委員、9番、佐藤泰正委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日6月30日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは
ありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件
が2件ございます。

報告第26号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第26号「現況証明願」につい
てご報告いたします。

釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地につい
て、所有者の []氏の代理人である []より現況証明願があり、
6月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外
であり、利用状況は宅地でしたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしま
した。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第26号「現況証明願」について質問等を求めま
す。

委員
委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第27号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、報告してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の8ページでございます、報告第27号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告いたします。

議案書9ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他13筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和5年11月28日に相続し所有権を取得したとして、6月2日に届出があり、同日、会長専決により受理書を発行いたしました。

次に表の2番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他20筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、3月3日に相続し所有権を取得したとして、6月6日に届出があり、同日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、2件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、報告いたします。

議長

野村会長

ただいま報告がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第61号「現況証明願」について、事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、議案第61号「現況証明願」についてご説明いたします。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページから14ページでございます。

公簿地目が牧場である、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

以上、1件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の廣瀬委員より報告をお願いします。

委員

廣瀬委員

議案第61号「現況証明願」について、ご報告いたします。

1番は、■■■■氏が所有する、公簿地目が牧場、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の土地についてであります。

6月12日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、議案第61号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第61号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第61号「現況証明願」については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の15ページにございます、議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で4件、阿寒地区で1件の通知がございました。

議案書16ページの表の1番は、資料が18ページから19ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、6月2日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の2番は、資料が18ページと20ページにございます。

■■■■氏 他1名が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、6月2日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の3番は、資料が18ページと21ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■の内、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、6月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の4番は、資料が18ページと22ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、6月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の5番は、資料が23ページから24ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について、借主である氏との間で、6月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、5件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたしますが、1番から4番は浅野委員に関する案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに5番を審議した後、1番から4番を審議いたします。

それでは、5番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番について原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の5番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、1番から4番を審議いたしますので、浅野委員は退室してください。

(浅野委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番から4番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第62号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番から4番については原案のとおり決定いたしました。

退室されている浅野委員は入室してください。

(浅野委員入室)

議長

野村会長

次に、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の25ページでございます、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で18件、阿寒地区で30件、音別地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書26ページの表の1番と2番は、資料が47ページと56ページでございます。

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社（以降、農業公社とする）を介し、 氏が所有する、 の1筆、面積 ㎡の農用地について、 氏に 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に表の3番と4番は、資料が47ページと57ページでございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他3筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の5番と6番は、資料が47ページと58ページでございます。

農業公社を介し、 氏 他1名が所有する、 、他2筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の7番と8番は、資料が47ページと59ページでございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 の内、他1筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の9番と10番は、資料が48ページと60ページから63ページでございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 、他31筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の11番と12番は、資料が49ページと64ページでございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 の内、他3筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の13番と14番は、資料が50ページと65ページでございます。

農業公社を介し、 氏が所有する、 の内の1筆、面

積 [] m²の農用地について、[]氏に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の15番と16番は、資料が51ページと66ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他2筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の17番と18番は、資料が51ページと67ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他4筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の19番と20番は、資料が51ページと68ページ、69ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他9筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の21番と22番は、資料が50ページと70ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]の1筆、面積 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の23番と24番は、資料が50ページと71ページ、72ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の25番と26番は、資料が50ページと73ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の27番と28番は、資料が50ページと74ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]の内、他1筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の29番と30番は、資料が51ページと75ページにあります。

農業公社を介し、[]氏 他1名が所有する、[]の内、他6筆、面積合計 [] m²の農用地について、[]に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の31番と32番は、資料が49ページと76ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]の1筆、面積 [] m²の農用地について、[]氏に []円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の33番と34番は、資料が49ページと77ページにあります。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他5筆、面積合

計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の35番と36番は、資料が49ページと78ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇、他1筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の37番と38番は、資料が51ページと79ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇、他3筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の39番と40番は、資料が52ページと80ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他6筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の41番と42番は、資料が52ページと81ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他6筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の43番と44番は、資料が52ページと82ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他2筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の45番と46番は、資料が53ページと83ページ、84ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の内、他6筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の47番と48番は、資料が53ページと85ページから87ページにあります。

農業公社を介し、〇〇〇〇氏 他2名が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他7筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇 円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の49番は、資料が54ページと88ページにあります。

公益財団法人北海道農業公社が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他9筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に 〇〇〇〇 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の50番は、資料が55ページと89ページ、90ページにあります。

公益財団法人北海道農業公社が所有する、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、他6筆、面積合計 〇〇〇〇 m²の農用地について、〇〇〇〇氏に 〇〇〇〇 円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、50件の「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請について」説明がありましたが、1番から12番の現地調査結果について、調査委員長の清水委員より報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について1番から12番について、報告いたします。

1番と2番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 の1筆、 ㎡の農用地について、 氏に 円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、3番と4番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 、他3筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、5番と6番の申請内容は、農業公社を介して、 氏 他1名が所有する、 、他2筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、7番と8番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する の内、他1筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、9番と10番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 、他31筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、11番と12番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 の内、他3筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円、10年間で賃貸借を行うものです。

6月16日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

次に、13番から30番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬委員より報告をお願いします。

委員
廣瀬委員

議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の13番から30番について、報告いたします。

13番と14番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 の内の1筆、 ㎡の農用地について、 氏に年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、15番と16番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 、他2筆、合計 ㎡の農用地について、

議長

野村会長

委員

福西委員

に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、17番と18番の申請内容は、農業公社を介して、氏が所有する、他4筆、合計㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、19番と20番の申請内容は農業公社を介して、氏が所有する、他9筆、合計㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、21番と22番の申請内容は、農業公社を介して、氏が所有する、の1筆、㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、23番と24番の申請内容は農業公社を介して、氏が所有する、他1筆、合計㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、25番と26番の申請内容は、農業公社を介して、氏が所有する、他11筆、合計㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、27番と28番の申請内容は、農業公社を介して、氏が所有する、の内、他1筆、合計㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、29番と30番の申請内容は、農業公社を介して、氏 他1名が所有する、の内、他6筆、合計㎡の農用地について、に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

6月12日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣瀬委員、ありがとうございました。

次に、31番と32番の利用調整の結果について、調査委員長の吉澤委員が欠席のため、福西委員より報告をお願いします。

議案第63号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の31番と32番について、吉澤委員長に代わり、報告いたします。

31番と32番の申請内容は、の1筆、㎡の農用地について、所有者である氏から、所有権の移転をすべく、利用調整の申し出があったものです。

5月19日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で利用調整のため現地調査及び協議を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理するため、氏に 円で、売買による所有権移転を行うべきであり、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、農業公社に対し要請すべきものとの結論となりました。

議長
野村会長

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

福西委員、ありがとうございました。

それでは、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議いたしますが、1番から10番は浅野委員と親族に関する案件、11、12番は私の同居する親族の案件、31、32番及び35、36番は清水委員の案件、39から44番は熊坂委員の案件でありますので、それぞれ議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに13から30、33、34、37、38、45から50番を審議した後、順次審議いたします。

それでは、初めに13から30、33、34、37、38、45から50番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の13から30、33、34、37、38、45から50番について原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の13から30、33、34、37、38、45から50番について、原案のとおり決定いたしました。

次に、1番から10番を審議いたしますので、浅野委員は退室してください。

（浅野委員退室）

議長
野村会長

それでは、1番から10番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の1番から10番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手）

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の1番から10番については、原案のとおり決定いたしました。
退室されている浅野委員は入室してください。

（浅野委員入室）

議長
野村会長

次に、31、32、35、36番を審議いたしますので、清水委員は退室してください。

（清水委員退室）

議長
野村会長

それでは、31、32、35、36番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の31、32、35、36番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手）

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の31、32、35、36番については原案のとおり決定いたしました。
退室されている清水委員は入室してください。

（清水委員入室）

議長
野村会長

次に、39から44番を審議いたしますので、熊坂委員は退室してください。

（熊坂委員退室）

議長
野村会長

それでは、39から44番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の39から44

	番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	(挙手)
議長 野村会長	賛成多数で賛成と認め、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の39から44番については、原案のとおり決定いたしました。 退室されている熊坂委員は入室してください。
	(熊坂委員入室)
議長 野村会長	最後に11、12番を審議いたしますので、議事進行を成田職務代理者に代わります。
	(野村会長退室、成田職務代理者議長席へ)
議長 成田職務代理	それでは11、12番を審議いたします。 質問意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の11、12番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
	(挙手)
議長 成田職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第63号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」の11、12番については、原案のとおり決定いたしました。 野村会長は入室してください。 議事進行を野村会長と交代いたします。
	(野村会長入室、成田職務代理者自席へ)
議長 野村会長	次に、議案第64号「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議いたします。 事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書91ページにございます、議案第64号「河川法第24条許可申請に係る進達」についてご説明いたします。 今回は釧路地区で1件の許可申請がございました。 議案書92ページの表の1番は、資料が93ページから94ページにございま

す。

本件は、[]氏が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地である[]の採草地としての占用許可について、占用面積を[]㎡から[]㎡に変更するものです。

以上、1件の「河川法第24条許可申請に係る進達」について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

それでは、議案第64号「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第64号「河川法第24条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第64号「河川法第24条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第65号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書95ページにございます、議案第65号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で4件の許可申請がございました。

議案書96ページの表の1番から4番は、いずれも北海道が管理する阿寒川の河川敷地において、[]氏が占有している権利を[]氏に譲渡するもので、資料が97ページから101ページにございます。

表の1番は、[]、採草放牧地の面積[]㎡、表の2番は、同じく[]番地、畑の面積[]㎡、表の3番は、[]、採草放牧地の面積[]㎡、表の4番は、[]、採草放牧地の面積[]㎡の権利譲渡となります。

以上4件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第65号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議いたしますが、本件は浅野委員に関する案件ですので、議事参与の制限に当たります。

議長
野村会長

委員
委員一同

議長
野村会長

議長
野村会長

議長
野村会長

事務局
塩田事務局長

浅野委員は退室してください。

(浅野委員退室)

それでは、審議いたします。
質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決いたします。

議案第65号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第65号「河川法第34条許可申請に係る進達」について原案のとおり決定いたしました。
浅野委員は入室してください。

(浅野委員入室)

次に、議案第66号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。
事務局より説明してください。

それでは、議案書102ページにございます、議案第66号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご説明いたします。

今回は、4件の意見聴取がございました。

議案書103ページの表の1番は、資料が104ページから105ページにございます。

事業主体である[]氏が所有する、[]、他3筆、面積合計[]㎡について、農用地区域へ編入するものです。

次に表の2番は、資料が104ページと106ページにございます。

事業主体である[]氏が所有する[]の内の1筆、面積[]㎡を農用地区域へ編入するものです。

次に、表の3番は、資料が104ページと107ページにございます。

事業主体である[]氏が所有する、[]、他2筆、面積合計[]㎡を、農用地区域へ編入するものです。

次に、表の4番は、資料が104ページと108ページにございます。

事業主体である[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合

議長
野村会長

委員
廣瀬委員

ただいま事務局から説明がありました、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取についての協議結果報告を、調査委員長の廣瀬委員よりお願いします。

議長
野村会長

委員
委員一同

議長
野村会長

- 16 -

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第66号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第67号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

議案書109ページにございます、議案第67号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明いたします。

今回5件の報告がございました。

議案書110ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、

で、令和7年2月の決算の報告となります。

次に、確認書の2番は、で、令和6年9月の決算の報告となります。

次に、確認書の3番は、で、令和6年12月の決算の報告となります。

次に、確認書の4番は、で、令和6年12月の決算の報告となります。

次に、確認書の5番は、で、令和6年12月の決算の報告となります。

いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、5件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第67号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第67号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第67号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 6月30日

議長 野村照明

署名委員 中川浩幸

署名委員 佐藤泰正